

学校法人岩手医科大学役員報酬等の支給基準

(目的)

第1条 この基準は、学校法人岩手医科大学（以下「法人」という。）の役員
の報酬等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この基準において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定め
るところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤の役員とは、法人において勤務することが常態である者をいう。
- (3) 非常勤の役員とは、常勤の役員以外の者をいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員に対しては報酬、並びに役員が退任した場合、在任中の功労に報
いるため慰労金を支給するものとする。また、岩手医科大学職員旅費規程を
準用し旅費を支給できるものとする。

(報酬等の額の算定方法)

第4条 役員に対する報酬等の額は、次に掲げる報酬等の区分に応じ、当該各
号に定める基準の範囲内で、理事長が決定する。

- (1) 報酬 別表第1に定める額
- (2) 慰労金 別表第2に定める算定式により算出される額

(報酬等の支給方法)

第5条 役員に対する報酬等の支給の時期は、次の各号による報酬等の区分に
応じて、当該各号に定める時期とする。

- (1) 報酬 報酬は年額とし、職員を兼務する役員以外の常勤の役員は月額とし
て支給、職員を兼務する役員及び非常勤の役員は年額を2回に分け、9月
及び3月に支給する。
 - (2) 慰労金 任期の満了、辞任又は死亡により退任した後1ヶ月以内
- 2 報酬等は、現金により本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人
の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。なお、本人
死亡の場合の報酬等は、相続人の指定する方法により支給する。
 - 3 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額を控除して支給する。

(報酬の日割り計算)

第6条 役員が、年度途中で就任又は退任した場合は、報酬年額を当該年度の日数の日割計算で支給する。

(端数の処理)

第7条 この基準により、計算金額に1万円未満の端数が生じた場合は、切り捨てるものとする。

(補則)

第8条 この基準に定めのない事項が生じた場合は、その都度理事長が決定する。

(改廃)

第9条 この基準の改廃は、評議員会の意見を聴き、理事会の議を経て理事長が決定する。

附則 この基準は、令和2年4月1日より施行する。